

令和7年 富士見町 条例

第 20 号

富士見町公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町条例第20号

富士見町公告式条例の一部を改正する条例

富士見町公告式条例(昭和 30 年富士見町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号イに規定する電子署名を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。